

西宮市認知症 SOS メール配信事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険法の地域支援事業に基づき、認知症等により徘徊行動のおそれのある者（以下「徘徊者」という。）の情報を事前に登録した検索協力者（以下、「協力者」という。）に対してメール配信を行うことで、徘徊者の早期発見につなげることを目的とする。また、認知症や日常生活の中での見守りに関する情報を配信し、見守り活動の理解を深めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市とし、次の各号に掲げる内容を除き、必要に応じて委託を行うことができる。

- (1) 徘徊者情報の登録決定
- (2) 徘徊者情報の廃止決定

(対象者)

第3条 この事業の対象者（以下、「対象者」という。）は、次の各項に定めるものとする。

- 2 徘徊者の登録要件は次の各号のいずれかに該当し、認知症等により徘徊の経験もしくは徘徊の恐れがあると判断される者とする。
 - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録している65歳以上の高齢者（介護保険法第19条に規定する要介護認定で、要介護もしくは要支援の認定を受けた第2号被保険者を含む）
 - (2) その他市長が利用を必要と認めた者
- 3 協力者の登録要件は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により西宮市の住民として登録する者
 - (2) 西宮市内に事務所を有する事業者および従業員
 - (3) その他市長が特に必要と認める者

(申請者)

第4条 徘徊者の登録申請を行う者（以下、「申請者」という。）は次の各号のいずれかに定める者とする。

- (1) 徘徊者の親族、徘徊者を同居もしくは同居に準ずる形態で現に介護等支援を行っている者で、徘徊者の行方不明時には、警察へ捜索願届けを提出し得る者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(利用申請)

第5条 申請者は、「西宮市認知症 SOS メール配信システム利用規約」（以下、「利用規約」という。）に基づき、インターネットを利用し徘徊者用登録画面上で徘徊者の情報を登録し、事前に利用について登録申請を行う。登録情報については、インターネット上の非公開とする。

(利用決定)

第6条 市長は、申請者および徘徊者の状況等を調査し、事業利用の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対しインターネット上にて登録決定の通知を行うものとする。

(協力者の登録)

第7条 協力者は、利用規約に基づき、各自の判断によりインターネットを利用し協力者用登録画面上でメールアドレス等の情報を事前に登録する。登録内容に変更が生じた場合や配信を停止する場合は、速やかに変更・登録解除を行うものとする。登録情報については、インターネット上の非公開とする。

(事業内容)

第8条 徘徊者が行方不明となり、申請者が警察に対して捜索の願い出を行った後、申請者は、西宮市が委託するメール配信事業者（以下、「メール配信事業者」という。）へ協力者へのメール配信依頼を行う。

- 2 メール配信事業者は、あらかじめ登録した協力者に対して、徘徊者に関する情報のメール配信を行い、捜索の協力を求める。
- 3 申請者は、徘徊者が警察署等に保護された場合は速やかに引き取り、その結果をメール配信事業者に報告する。
- 4 メール配信事業者は、協力者へメール配信にて結果を報告する。
- 5 市は、登録情報の確認の為、申請者や関係者に連絡を取ることができる。

(利用料)

第9条 原則として無料とする。ただし、事業の利用に係る必要経費については、事業を利用する対象者および申請者の負担とする。

(利用決定の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は利用を廃止することができる。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者から利用辞退の申し出があったとき。
- (3) 虚偽の申請によって事業を利用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要ないと認めたとき。

- 2 市長は、前項により利用の廃止をしたときは利用者にインターネット上にて通知するものとする。

(秘密の保持)

第11条 この事業に従事する者は、知り得た個人情報などの秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年8月1日より実施する。